

指定居宅サービス事業者の指定取消について

平成29年11月17日（金）

高齢介護室 介護事業者課居宅グループ 電話 06-6941-0351（内線 4486、4488） FAX 06-6910-7090 ダイヤルイン 06-6944-7099

大阪府は、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 合同会社山之内
- (2) 代表者 代表社員 山之内 雅美（やまのうち まさみ）
- (3) 所在地 大阪府大東市三住町11番45号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名 パオ介護サービス
- (2) 所在地 大阪府大東市住道1丁目9番8号メゾンリヴィエール上野3-B
- (3) サービス種別 訪問介護・介護予防訪問介護

3 指定取消年月日

平成29年11月17日

4 指定取消の理由

【訪問介護】

不正の手段による指定（介護保険法第77条第1項第9号に該当）

新規指定申請時からサービス提供責任者として常勤専従で勤務することが不可能であることをわかっていながら、あたかも勤務する予定であるかのように装い、虚偽の人員体制書類を作成し不正により指定を受けた

【指定介護予防訪問介護事業所】

法令違反（介護保険法第115条の9第1項第9号該当）

指定介護予防訪問介護事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所において、介護保険法第77条第1項第9号に該当する違反行為が行われていた。